

茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」(以下「キャラクター」という。)を行政目的外で使用する場合について必要な事項を定めることにより、キャラクターの適切な活用を図り、もって子育てを応援する気運の醸成に資することを目的とする。

(キャラクターの図柄)

第2 キャラクターの図柄は、基本デザイン(別図)及び市長が別に定めるその展開デザインのとおりとする。

(キャラクターに関する権利)

第3 キャラクターに関する一切の権利は、本市に帰属するものとする。

(使用基準)

第4 行政目的外でキャラクターを使用することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。
- 2 行政目的外でキャラクターを使用することができる場合は、子育てを応援する気運の醸成に資する場合のうち、次に掲げるいずれにも該当しないときとする。
 - (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 本市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
 - (3) 特定の個人、団体、法人(本市を除く。)、政党、宗教団体又は商品を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。
 - (4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用の承認の申請)

第5 営利を目的としてキャラクターを使用しようとする者(以下「営利使用者」という。)は、いばらっきーちゃん使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用及び使用形態に係る企画書
- (2) 申請者の概要が分かる書類
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱(平成25年4月1日実施)に規定する誓約書
- 2 市長は、前項の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることがで

きる。

(使用の承認決定等)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認することが適当と認めたものについては、申請者に対しいばらっきーちゃん使用承認通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、使用を承認することが適当でないと認めたものについては、申請者に対しその理由を付して、いばらっきーちゃん使用不承認通知書(様式第3号)により通知する。

3 市長は、第1項の承認をするときは、必要な条件を付することができる。

(使用の届出)

第7 営利以外の目的でキャラクターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、いばらっきーちゃん使用届出書(様式第4号)(以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 国または地方公共団体が使用する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3) 報道関係機関以外(機関紙や地域広報紙など)で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(4) その他市長が別に定めた場合

(使用料)

第8 キャラクターの使用料は無料とする。

(順守事項)

第9 使用者及び営利使用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。

(2) 承認を受けた使用の範囲を逸脱しないこと。

(3) 市長が別に定める茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」使用マニュアルに従って、適正にキャラクターを使用すること。

(4) キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(5) 市長が必要に応じて行う照会に応じること。

(使用の承認の変更)

第10 営利使用者は、第6の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、第5に準じていばらっきーちゃん使用変更承認申請書(様式第5号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、その内容を審査し、変更を承認することが適当であると認めたときは、市長は、第6に準じて、いばらっきーちゃん使用変更承認通知書(様式第6号)により通知する。

3 市長は、前項の審査の結果、変更を承認することが不相当であると認めたときは、いばらっきーちゃん使用変更不承認通知書(様式第7号)により通知する。

(使用の中止)

第11 営利使用者が使用を中止する場合は、速やかにいばらっきーちゃん使用中止

届（様式第8号）を提出しなければならない。

（使用の承認の取消し）

第12 市長は、営利使用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、いばらっきーちゃん使用承認取消通知書（様式第9号）により営利使用者に対し通知する。

（1）第5第1項又は第10第1項に規定する申請の内容に虚偽があったとき。

（2）第6第3項の規定により市長が付した条件に違反したとき。

（3）第9に規定する順守事項に違反したとき。

2 前項の規定により取消通知を受けた者（第12において「使用を取り消された者」という。）は、当該取り消された使用の承認に係る物件のうち、キャラクターを使用したもの（第12において「使用物件」という。）の使用の中止（販売品にあつては販売の中止）をしなければならない。

3 市長は、使用を取り消された者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収に要する費用のほか、使用の承認の取消しに伴い発生する一切の費用は、使用を取り消された者が負担するものとする。

（損害賠償）

第13 市長は、キャラクターの使用の承認の取消しその他のキャラクターの使用により生じた損害に対していかなる責めも負わないものとする。

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月25日から実施する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用に関する要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年9月27日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用に関する要綱によって定められていた様式によ

る用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

（法人及び団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

いばらっきーちゃん使用承認申請書

茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」を使用したいので、次のとおり申請します。

利用にあたっては、「茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用に関する要綱」を順守します。

1 使用目的

2 使用物件（品目など具体的に）

3 使用期間

4 使用数量

5 担当者名及び連絡先

6 添付書類

(1) キャラクターの使用及び使用形態に係る企画書

(2) 申請者の概要が分かる書類

(3) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

〔同意〕

キャラクターの使用承認審査のために必要があるときは、私または法人の納税状況について茨木市長が市税納付状況に関する資料で確認することに同意します。

氏名（代表者名）

㊟

（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

（自署の場合は押印不要）

様式第2号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



いばらっきーちゃん使用承認通知書

年 月 日付けで申請がありました茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用については、次のとおり承認します。

1 使用目的

2 使用物件

3 使用数量

4 使用条件

様式第3号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



いばらっきーちゃん使用不承認通知書

年 月 日付で申請がありました茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用については、次の理由により承認できません。

理 由

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

住 所

氏 名

（法人及び団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

いばらっきーちゃん使用届出書

茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」を使用したいので、次のとおり届け出ます。

利用にあつては、「茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用に関する要綱」を順守します。

1 使用目的

2 使用物件（品目など具体的に）

3 使用期間

4 使用数量

5 担当者名及び連絡先

6 添付書類

(1) キャラクターの使用及び使用形態に係る企画書

(2) 申請者の概要が分かる書類

(3) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

[誓約]

キャラクターの使用にあたり、茨木市税を滞納していないことを誓約します。

氏名（代表者名）

⑩

（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

（自署の場合は押印不要）

様式第5号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

（法人及び団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

いばらっきーちゃん使用変更承認申請書

年 月 日付け茨 第 号に係る使用内容について、次
のとおり変更したいので申請します。

1 変更する事項

2 変更内容

変更前

変更後

3 変更理由

4 担当者名及び連絡先

様式第6号（第10関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



いばらっきーちゃん使用変更承認通知書

年 月 日付で申請がありました茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用変更について、次のとおり承認します。

1 変更する事項

2 変更内容

変更前

変更後

様式第7号（第10関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



いばらっきーちゃん使用変更不承認通知書

年 月 日付で申請がありました茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用変更については、次の理由により承認できません。

理 由

様式第8号（第11関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

（法人及び団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

いばらっキーちゃん使用中止届

年 月 日付け茨 第 号にて承認を受けました茨木市子
育てマスコットキャラクター「いばらっキーちゃん」の使用について、次のとおり中止し
ますので、届け出ます。

- 1 使用を中止する日
- 2 中止理由
- 3 担当者名及び連絡先

様式第9号（第12関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



いばらっきーちゃん使用承認取消通知書

年 月 日付け茨 第 号にて承認した茨木市子育てマスコットキャラクター「いばらっきーちゃん」の使用については、次の理由により承認を取り消します。

理 由